

## 事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																																																														
事 業 名	農業農村整備事業（地盤沈下対策事業）																																																																													
地 区 名	茶屋後地区																																																																													
事業箇所	名古屋市港区																																																																													
事業のあらまし	<p>本地区は愛知県の南西に位置し、日光川に接した水田を中心とした海拔ゼロメートル以下の低平地である。地区内は昭和35年頃から地盤沈下現象が目立ち始め、昭和60年頃までに急速に進行したが、その後の地下水取水規制の結果、地盤沈下は鈍化の傾向を見せている。</p> <p>対象の茶屋後第一・第二・第三排水路は、県営地盤沈下対策事業 尾張西南部地区の一環として、昭和57年度から平成10年度に建設された延長約1.6kmの鋼矢板護岸水路である。</p> <p>本事業は、経年変化に伴い鋼矢板の腐食が進み水路破損の危険をきたしている排水路を改修し、機能回復を図ることで湛水被害を未然に防止し、農業経営の安定を図る。</p>																																																																													
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b></p> <p>地盤沈下対策事業により整備された水路にあって、老朽化、周辺状況の変化による施設の機能低下を水路改修することにより、農地の湛水被害の防止及び農業経営の安定を図る。</p> <p>(基準雨量：341mm／3日、1／20年確率降雨)</p>																																																																													
事 業 費	事業費	内訳																																																																												
	9.2億円	■工事費 8.3億円、□用補費 一億円、■その他 0.9億円																																																																												
事業期間	採択予定年度	平成28年度	着工予定年度	平成29年度	完成予定年度	平成37年度																																																																								
事業内容	排水路工 鋼矢板護岸 1,610m																																																																													
II 評価																																																																														
①事業の必要性	1) 必要性	当該排水路の護岸は、鋼矢板の板厚調査結果から経年劣化により、今後施設の安全性が損なわれていく可能性が増大していく状態にあり、周辺の農用地に被害を与える恐れが生じている。  このため、護岸を改修することにより排水路の機能を保持し、農業経営の安定を図る必要がある。																																																																												
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																																																											
②事業の実効性		【理由】	排水路の護岸は、経年劣化により構造体が危険な状態であり、速やかに護岸を改修する必要がある。																																																																											
	1) 事業計画	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td><td>H35</td><td>H36</td><td>H37</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">工種区分</td><td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・排水路工</td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>事業費(億円)</td><td colspan="4" rowspan="2">4.2</td><td colspan="5">5.0</td></tr> </table>											H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	工種区分	調査・設計	↔										工事											・排水路工	←									→													事業費(億円)	4.2				5.0				
			H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37																																																																		
工種区分	調査・設計	↔																																																																												
	工事																																																																													
	・排水路工	←									→																																																																			
		事業費(億円)	4.2				5.0																																																																							
2) 地元の合意形成	本地区は、土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																																													
判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																																																																												

	<p><b>【理由】</b> 事業理由に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。</p>
<b>III 対応方針</b>	
事業実施が妥当である	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>	
<p>■対象（事業完了後 年目） <input checked="" type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合にその効果を検証する。</p>	